

まえがき	1
1. 適用範囲	2
2. 引用規格	2
3. 定義	2
4. 面間寸法	4

[解説]

A 今後の面間寸法の動向について	解1
B 製造メーカー別面間寸法	解2
C 面間寸法の許容差	解4
D 外形最大寸法	解5

まえがき

”電磁式水道メーターの面間寸法”作成にあたって

平成4年に新計量法が公布されて以来、各社から電磁式水道メーターが発売されてきており、それらの形状・寸法は多岐に及んでいる。本規格では電磁式水道メーターの面間寸法等をまとめることにより、使用者または施工者が配管設計等を進めるに当たって参考にできると同時に、メーカーの開発者が開発を進める際に参考とすることによって標準化への一助となるように定めた。

電磁式水道メーターの面間寸法

1. 適用範囲

この規格は、計量法の特定計量器検定検査規則にもとづく電磁式水道メーターの面間寸法について規定する。

2. 引用規格

- (1) ISO 13359 :1998 Measurement of conductive liquid flow in closed conduits ?

Flanged-type electromagnetic flowmeters ? Overall length

- (2) JIS B 7554 : 1997 電磁流量計

3. 定義

この規格で用いる主な用語の定義は、JIS Z 8103によるほか、次による。

(1) 電磁式水道メーター

電磁流量計であって、水道水（上水道水、工業用水道水、農業用水道水）の取引証明用に使用される口径350mm以下の積算体積計であり、特定計量器の型式承認に適合したもの。

(2) 口径

検出器を接続する相手配管の呼び径。接続フランジの呼び径で表すこともある。

(3) 面間寸法

検出器の管軸方向のフランジ接続面間の寸法。接液リングを含む場合と含まない場合がある。

(4) フランジ接続方式

検出器のフランジと配管フランジとを接続するもの。 [図1]

(5) フランジ挟込み方式

フランジを持たない検出器を配管フランジ間に挟み込むもの。 [図2]